

下呂市事業者運営支援事業のご案内（令和2年創業者用）

新型コロナウイルス感染症予防を実施し、事業継続の意思を持つ事業者を支援するため、次の要件に該当する中小法人等へ給付します。

制度名		下呂市事業者運営支援事業
対象者 ※右記いずれにも該当するもの		<ul style="list-style-type: none">・市内で事業を実施する中小法人等及び個人事業者・創業時に作成した収支計画の令和2年1～4月の任意の1カ月の売上と、実際の売上の同月比が、15%以上減少している事業者・岐阜県が給付する「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（1事業者あたり50万円）」の受給をしない方・中小企業庁が給付する「持続化給付金（中小法人等は200万円まで、個人事業者は100万円まで）」の受給をしない方・下呂市が給付する「宿泊施設休業支援協力金（市内の宿泊事業者）」の受給をしない方・市税等の滞納がない事業者
給付額		1事業者につき25万円（一律）
申請期間		令和2年7月2日から令和3年1月29日まで
提出書類	全員	<ul style="list-style-type: none">（1）【様式第1号-4】申請書兼請求書（2）【様式第2号】誓約書（3）令和2年1～4月の任意の1カ月の売上台帳等の写し ※事業者名、売上月及び売上の合計を必ず記載ください（4）収支計画書
	中小法人等	<ul style="list-style-type: none">・履歴事項全部証明書 ※開業日、事業開始日が令和2年1月1日から4月30日まで
	個人事業者	<ul style="list-style-type: none">・個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書 ※開業日、事業開始日が令和2年1月1日から4月30日まで ※收受印等のあるもの²

¹＝前年同月比50%以上減少している事業者は、中小企業庁の「持続化給付金」の給付対象となります
（詳しくは、 ）

²＝e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付してください

<お問合せ先>

下呂市観光商工部 商工課

0576-24-2222（内線163）